

消費者委員会 ワーキング・グループ設置・運営規程改正案 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p data-bbox="241 309 987 341">消費者委員会 ワーキング・グループ設置・運営規程</p> <p data-bbox="689 405 1099 533">平成26年3月25日 消費者委員会決定 最終改正 <u>令和 年 月 日</u></p> <p data-bbox="129 596 1099 676">消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。</p> <p data-bbox="129 740 456 772">第一条～第九条 （略）</p> <p data-bbox="219 836 322 868">附 則</p> <p data-bbox="159 884 936 1203">この規程は、平成26年3月25日から施行する。 この規程は、平成27年3月24日から改正施行する。 この規程は、平成28年9月6日から改正施行する。 この規程は、平成30年2月8日から改正施行する。 この規程は、令和2年11月5日から改正施行する。 この規程は、令和3年1月14日から改正施行する。 <u>この規程は、令和 年 月 日から改正施行する。</u></p>	<p data-bbox="1249 309 1995 341">消費者委員会 ワーキング・グループ設置・運営規程</p> <p data-bbox="1659 405 2107 533">平成26年3月25日 消費者委員会決定 最終改正 <u>令和3年1月14日</u></p> <p data-bbox="1137 596 2107 676">消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。</p> <p data-bbox="1137 740 1464 772">第一条～第九条 （略）</p> <p data-bbox="1227 836 1330 868">附 則</p> <p data-bbox="1167 884 1944 1155">この規程は、平成26年3月25日から施行する。 この規程は、平成27年3月24日から改正施行する。 この規程は、平成28年9月6日から改正施行する。 この規程は、平成30年2月8日から改正施行する。 この規程は、令和2年11月5日から改正施行する。 この規程は、令和3年1月14日から改正施行する。</p>

改正後			現 行		
(別紙)			(別紙)		
ワーキング・グループの名称・目的・構成員			ワーキング・グループの名称・目的・構成員		
(◎：座長、○：座長代理)			(◎：座長、○：座長代理)		
ワーキング・グループ名称	目的	構成員	ワーキング・グループ名称	目的	構成員
消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ	公正な市場を実現するための消費者法（取引分野）におけるルール形成の在り方、ルールの実効性確保に資する方策並びに行政、事業者及び消費者の役割について検討すること	<u>木村たま代 委員</u> <u>○ 黒木 和彰 委員</u> <u>◎ 後藤 卷則 委員長</u>	消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ	公正な市場を実現するための消費者法（取引分野）におけるルール形成の在り方、ルールの実効性確保に資する方策並びに行政、事業者及び消費者の役割について検討すること	<u>片山登志子 委員</u> <u>○ 新川 達郎 委員</u> <u>◎ 丸山絵美子 委員</u> <u>山本 隆司 委員長</u>
デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ	デジタル化の進展により、SNSの投稿や広告を端緒とした消費者問題等が増加している現状を踏まえ、被害の防止及び救済の在り方について検討すること	<u>○ 飯島 淳子 委員</u> <u>◎ 後藤 卷則 委員長</u> <u>清水かほる 委員</u>	消費者関連情報の提供の在り方検討ワーキング・グループ	安全安心な市場の醸成、及び消費者自らが安全安心な商品・サービスを選択できること等を目的とし、消費者関連情報につき、事業者等と連携した新たな提供の在り方等を検討すること	<u>○ 受田 浩之 委員</u> <u>片山登志子 委員</u> <u>◎ 新川 達郎 委員</u>